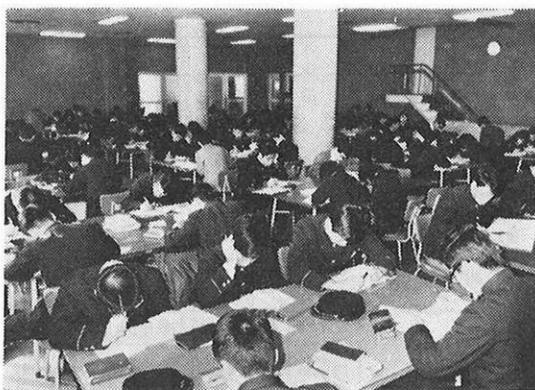


な新しい家庭、健全な社会づくりを理想として、その実現をめざし社会文化の振興をはかる。

特に、新産業都市の建設にともなう都市化工業化の問題と農業近代化とは、地域開発の重要課題であり、今後行政運営の核として推進されなければならないが、そのためには、地域開発の担い手である県民の自主的かつ協力的な学習と活動が展開される必要がある。

なお、社会文化行政が不統一な姿勢ですめられる場合、行政上のそこをきたすことが憂慮されるので、真に県民に喜ばれ、効果をあげる社会文化活動の推進をはかるためには、それぞれの団体機関な

県立図書館はいつも大繁昌……



社会教育の拡充

青少年教育

青少年の都市集中と農村人口の減少は、社会構成のアンバランスとなり、農村後継者の確保、若手労働力の不足、社会環境の悪化による青少年の不良化など大きな社会問題となっている。したがって、関係団体と連携協力し青少年の健全育成をはかる。

(1) 青年団体
心身とも健全な青年を育成するため、青年団体の自主的活動の促進をはかる。このため、①指導者の養成、②

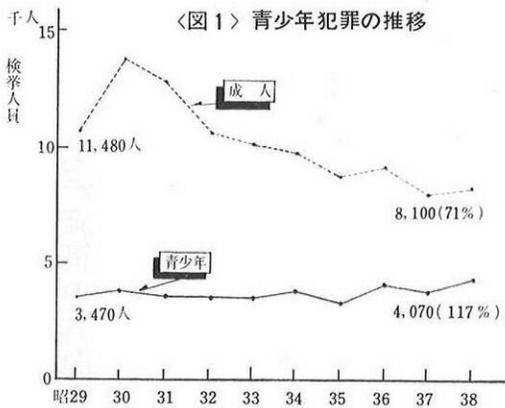
らびに地域住民が、独自の活動分野における自主的活動に最善をつくすとともに、相互の連絡提携を密にし、実効のある総合的な社会教育推進体制（県総合社会教育推進協議会、市町村総合社会教育推進協議会）を確立し、それぞれの機関団体が行なっている事業の流れをこの協議会で受け止め、地域の実態に即した方法内容で実践することが緊要である。

このような総合推進体制のもとに、次のような主要施策を中心として社会的環境条件の整備、並びに社会教育主事、公民館主事などの指導者の養成をはかり、社会文化活動の発展につとめる。

① 社会教育の拡充
② 芸術文化の振興
③ 青少年の保護育成

総合青年祭の開催、③青年問題研究会の開催④青年の国内研修、⑤都市青少年活動の促進、⑥青年団の指導強化、⑦青年団の体育振興などの施策を推進する。

(2) 少年団体
明るい健康な少年団体を育成し、子供の幸福を促進する。このため、①少年団体の指導者の養成、②指導者の研修、③少年団体の育成研究会、④少年団体の大会の開催、⑤少年団の体育振興などの施策を推進する。



(注) ()内は、昭29～38(10年間)の伸び率を示す。
(資料) 県警察本部調べ

(3) 青年学級

青少年が働きながら学ぶ学習の場として青年学級を育成し、實際生活に役立つ知識、技能の習得、有為な社会形成者の育成をはかる。このため、①地域青年学級の育成、②職域青年学級の育成③青年学級講師の研修、④青年学級研究協議会の開催などの施策を推進する。

成人教育

近代社会の発展により、地域社会における成人の役割はますますその重要性を加えてきた。したがって、これに対応する成人教育の充実をはかり、新しい家庭、健康な社会の実現をはかる。

(1) 婦人教育

婦人の地位向上をはかり、婦人団体の自主的活動を促進して地域課題解決の促進をはかる。このため、①婦人国内研修、②婦人幹部の研修、③母と子の話し合い活動の促進、④婦人学級の充実、⑤学級講師の研修、⑥婦人学級生大会の開催、⑦婦人団体の育成指導などの施策を推進する。

(2) 家庭学級

新しい家庭づくりのための学習の場として家庭学級を育成し、子供の教育を中心として家庭教育の充実をはかる。このため、①地域別研究集会の開催、②家庭学級研究大会の開催、③家庭学級指導の強化、④家庭学級の講師



旅の新生活で活躍するガールスカウト

研修などの施策を推進する。

(3) P T A

学校、家庭、社会を通じて子供の幸福をはかるため、父兄と先生が一体となってみずからの教養を高めるようその活動を促進する。このため、①地域別指導者研修会の開催、②親子会リーダーの養成、③PTA研究大会の開催などの施策を推進する。

(4) 成人学校・学級

成人教育を通じて地域課題解決の促進をはかる。このため、①国、県委嘱成人学級の育成②夏期大学の開催、③社会通信教育研究会の開催④大学、

高校開放講座の開催、⑤学級研究集会の開催などの施策を推進する。

(5) 社会スポーツの振興

①県体育協会、県体育指導員協議会、ユースホステル協会などスポーツ団体の自主的な活動の促進をはかる。②国民体育大会への参加、県体育大会の開催、スポーツ教室の開設などスポーツ行事の強化をはかる。③体育指導委員、野外活動指導者の強化講習を行なう。

(6) 視聴覚教育の充実

今後ますます活発化することが予想される社会教育活動に即応して、必要な機械、教材を充実するとともに、指導者の養成をはかる。

(7) 新生活運動の推進

新しい家庭、健全な社会づくりを理想として、みずからの生活を高めるため、生活を改善し、物心両面にわたる豊かな生活をきざす運動を展開する。このため、①実践者を主体とする組織の確立、②実践課題を掲げ、県民総参加運動の推進、③実践グループ相互の連携、④職域の運動強化による生産性の向上、⑤新産業都市の建設、農業構造改善事業などを推進する基盤の醸成、⑥専門講師団を設け、運動の調査分析による指導の強化、⑦運動を通じた社会理論の確立と人間性の向上などの施策を推進する。

社会教育施設の充実

県民の實際生活に即する教育、学術、文化の行事を行ない、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興をはかるのに必要な教育活動の場の充実をはかる。

芸術文化の振興

芸術文化活動の推進

県民生活の向上をはかるため、音楽、演劇、美術の公開の主催、後援などにより、文化団体の自主的な活動を促進する。このため、①芸術の振興、②美術展の開催、③近代文化功労者の顕彰、④文化人の海外派遣、⑤文化団体代表者懇談会の開催、⑥芸術文化の地方開催などの施策を推進する。

文化財の保護活用

文化財遺産の貴重なことについて県民の理解を深め、その保護と活用を促進するとともに、新産業都市の建設にともなう急変が予想される地域の文化財の緊急調査を実施し、保護の万全を図る。このため、①文化財の総合調査、②埋蔵文化財の緊急調査、③文化財の公開、④無形・有形文化財の記録作成、⑤調査報告書の刊行、⑥文化財の買い上げなどの施策を推進する。

おしらせ

1月から「家庭の日」を

家庭は、児童の人格形成にとって決定的な役割もっています。家庭のふんいきはおのずから子どもに影響するものです。県では、「明るい家庭をつくり、心身ともに健全な青少年を育成しよう」をモットーに、新年から毎月第1日曜日を「家庭の日」として設け、家族はもちろん、社会みんなで、明るい家庭環境をつくる県民運動を展開することになりました。

〔内容〕すべての家庭がその家族構成、地域性、などを考えて、テーマを具体的に決め、子どもを中心にして、一家だんらんの1日をすごすようつとめる。

〔実践事項の例〕

- ・家族みんなで夕食をともに、楽しく話し合う・みんなで野外に出かけ、自然に親しむ・互いに助け合い、健康に気をつける・みんなでスポーツを楽しむ
- ・みんなでよい本やテレビをみて、よく話し合う・規則正しい生活を・家族みんなで朝夕のあいさつを
- ・みんなで事故防止に努める・離れている家族に便りを出すように。

〔実施の時期〕昭和41年1月第1日曜日から